

労働者協同組合法が 2022年10月1日 施行されます！

労働者協同組合法って？

労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

本法において、労働者協同組合は、以下(1)～(3)の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

- (1)組合員が出資すること
- (2)その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3)組合員が組合の行う事業に従事すること

労働者協同組合の主な特色

- (1)労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能です。介護・福祉関連(訪問介護等)、子育て関連(学童保育等)、地域づくり関連(農産物加工品販売所等の拠点整備等)など地域における多様な需要に応じた事業を実施できます。ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。
- (2)設立には3人以上の発起人が必要です。NPO法人(認証主義)や企業組合(認可主義)と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます(準則主義)。
- (3)組合は組合員との間で労働契約を締結します。
- (4)出資配当は認められません。剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行います。
- (5)都道府県知事による監督を受けます。

詳しくは専用サイトをご覧ください

厚生労働省特設サイト
「知りたい！労働者協同組合法」

知りたい！労働者協同組合法



セミナーのご案内

労働者協同組合法について学ぶセミナーを開催します。当日は、法律の紹介だけでなく、今後、同法の活用が期待される活動事例も広くご紹介いたします。
「地域を元気にしたい!」「働く場所をつくりたい!」と考えている方、「どんなものか知りたい」「設立等を支援したい」という方など、この機会に是非ともご参加ください。

8/5 Fri
14:00-16:00

「労働者協同組合法セミナーin大阪」

会場

WEB

【内容】①労働者協同組合法の概要とポイント解説

講師:日本労働者協同組合連合会 理事長 古村伸宏氏

②今後、活用が期待される事例のご紹介

労働者協同組合法の趣旨である「多様な就労機会の創出」「多様な需要に応じた事業の創出」「持続可能で活力ある地域社会の実現」につながる事が期待される事例をご紹介します。

講師:労協センター事業団副理事長・関西担当役員 藤田徹氏ほか

【場所】AP大阪淀屋橋 4階南全室 ※WEB(zoom)同時開催

(大阪市中央区北浜3丁目2-25 京阪淀屋橋ビル4階)

セミナーのお申込み、他開催状況など最新情報については、大阪府ホームページをご確認ください。

大阪府 労働者協同組合法



大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課企画グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎24F
TEL 06-6210-9519/FAX 06-6210-9517
(月~金曜9:00-18:00※土・日・祝・年末年始休)



来場時のご協力をお願い

*発熱や風邪の症状のある方は、来場をお控えください。

*受付時、手指消毒と体温測定のご協力をお願いします。

(※体温が37.5度以上の方の入室はお断りさせていただきます。)

*マスクの着用、手洗い・うがいの励行をお願いします。

*新型コロナウイルス感染症の影響により、会場参加の中止や変更の可能性がります。最新情報はWEBでご確認ください。



相談窓口

◆ 法令関係・定款の作成・会計処理・税制関係等(厚生労働省)



0120-237-297

土・日・祝日、年末年始を除く9:00-17:00

◆ 設立の届出等(大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課)

令和4年8月31日まで

06-6210-9519

土・日・祝日、年末年始を除く9:00-12:15、13:00-18:00
〒559-8555
大阪市住之江区南港北1丁目14-16 咲洲庁舎24F

令和4年9月1日以降

06-6946-2605

土・日・祝日、年末年始を除く9:00-12:15、13:00-18:00
〒540-0033
大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館3階